

難聴遺伝子診断に関する提言

難聴遺伝子診断については、「遺伝学的検査に関するガイドライン」（2003年8月 遺伝医学関連10学会）および「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（2011年2月 日本医学会）に定められたガイドラインに準じて行う。すなわち難聴医療の現場で、主治医が十分な説明（生涯変化しない情報であること、血縁者にも影響する可能性があることなどの遺伝情報の特性についての説明）を行い、同意を得た後に実施する。「難聴のカウンセリング（*）」および「遺伝カウンセリング（**）」が共に実施できることが望ましい。

（*）難聴医療が実際に提供できる、あるいは可能な施設との連携ができること。

（**）臨床遺伝専門医（ないしは臨床遺伝 カウンセラー）による専門的なカウンセリングが可能、ないしはそうした施設との連携が可能であること。

平成 25 年 3 月 22 日

日本聴覚医学会
理事長 原 晃